

# 飯島町耐震改修促進計画（概要版）

## 令和3年11月（一部改定）

### 1 計画の目的

飯島町耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、町内の既存建築物の耐震性能を確保するため、耐震診断とその結果に基づく耐震改修を促進することにより、既存建築物の耐震性能の向上を図り、今後予想される地震災害に対して町民の生命、財産を守ることを目的として策定しました。

### 2 計画期間等

現行計画で平成19年度から平成32年度までとしている計画期間を、令和3年度から令和7年度までの5年間とし、目標値の設定や耐震化へ向けた取組みを行います。

### 3 本計画の対象とする建築物

本計画では、以下の構築物を特に耐震化を図るべき建築物としています。

#### (1) 住宅

- ア 戸建ての住宅
- イ 長屋建て住宅、共同（建て）住宅

#### (2) 特定既存耐震不適格建築物

- ア 多数の者が利用する一定規模以上の建築物
- イ 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する一定数量以上の危険物を扱う建築物
- ウ 県耐震改修促進計画に記載された道路に敷地が接する建築物

#### (3) 要安全確認計画記載建築物

#### (4) 要緊急安全確認大規模建築物

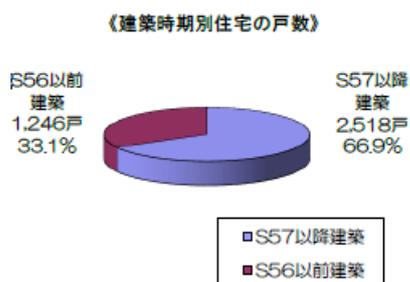
- ア 不特定かつ多数の者が利用する建築物
- イ 避難確保上特に配慮を要する者が利用する建築物
- ウ 一定数量以上の危険物を扱う建築物

#### (5) 公共建築物

町の、公共建築物は平常時の安全確保だけでなく、地震災害時の拠点となる施設や多数の者が利用する建築物が多いことから、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組めます。

#### 4 住宅における耐震化の現状

新耐震基準で建築された昭和57年以降の住宅数に、旧耐震基準である昭和56年以前に建築された住宅のうち耐震性を満たしているもの及び、既に耐震改修を行い耐震性を有しているものを加えると2,846戸となり、町内における住宅の耐震化率は、現状で75.6%と推計されます。



住宅総数 (a)	3,764
耐震性を満たすもの (b=d+f+g)	2,846
耐震化率 (c=b/a)	75.6%
昭和57年以降に建てられたもの (d)	2,518
昭和56年以前に建てられたもの (e)	1,246
既に耐震性を有するもの又は有していると推測されるもの (f)	313
耐震改修を実施したことにより耐震性を有しているもの (g)	15
耐震性がないもの又は耐震性がないと推測されるもの (h)	918

#### 5 耐震改修等の目標の設定

国の基本方針において、「住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、令和2年までに少なくとも95%にするとともに、令和7年度までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消する。」ことを目標としていますが、県計画の耐震化率の目標並びに本町において想定される地震の規模、被害の状況及び現状の耐震化率を踏まえ、町内の地震被害想定を半減化を目指して、令和7年における住宅の耐震化率の目標を92%とします。

住 宅	
令和3年における住宅総数 (a)	3,764
耐震性を満たすもの (b)	2,846
耐震化率 (c=b/a)	75.6%
令和7年における住宅総数の推計値 (d)	3,670
建替等がこのままの状況で推移した場合、令和7年の時点で耐震性を満たすと推測されるもの (建替等に伴う更新による) (e)	2,961
建替等に伴う更新による令和7年における耐震化率 (f=e/d)	80.7%
目標(92%)を達成するために令和7年時点で耐震性を満たす必要がある戸数 (g)	3,376
令和7年までに耐震改修が必要な戸数 (h=g-e)	415
令和7年における耐震化率の目標 (i=g/d)	92.0%

## 6 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み方針

現在、コスト問題のほか、後継者がいない等の理由により、耐震診断や耐震改修は進んでいない状況にあります。

住宅や建築物の耐震化を進めるためには、所有者が、建築物の耐震化や防災対策を自らの問題又は地域の問題としてとらえ、自助努力により取り組むことが不可欠です。耐震診断や耐震改修を積極的に行うことのほか、地震保険料の割引制度や耐震改修促進税制の活用等も考えられます。

町は、住民に最も身近な地方公共団体として、地域の実状に応じて、所有者にとって耐震診断や耐震改修を行いやすい環境を整え、負担軽減のための支援策の構築など必要な施策を県や関係団体等と連携しながら実施するものとしします。

## 7 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

町においては、木造住宅の耐震化を促進するため、平成17年度から、すまいの安全「とうかい」防止対策事業（平成19年度から住宅・建築物耐震改修促進事業に改称）（補助事業）を実施してきました。町民が住宅の耐震化に関する支援策を受けられることができるよう、県と連携しながら、今後も昭和56年以前の住宅について、耐震診断及び耐震改修に対し引き続き支援します。また、平成30年度からは、木造住宅の内部に設置する耐震シェルター等についても設置費用の一部を補助しています。

区 分	耐震診断	耐震改修（補強）	耐震シェルター等 （箱形の耐震装置・ベッド）
対象建築物	昭和56年以前の木造戸建て住宅		木造住宅
助成内容	市町村が耐震診断士の派遣に要する経費に助成	耐震改修（補強）工事に要する経費に助成	耐震シェルター等の購入費、運搬費、工事費等に助成
補 助 対象経費	6.4万円/戸	100万円/戸	対象経費の1/2 20万円上限
補 助 率	国 : 1/2 県 : 1/4 市町村 : 1/4	国 : 1/2 県 : 1/4 町 : 1/4	

また、耐震化の必要性についての社会的意識の醸成及び更なる促進のため、「飯島町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を策定し、耐震診断を実施していない所有者等を対象に耐震化の啓発に取り組みます。

## 8 安心して耐震改修を行うことができるようになるための環境整備

近年、リフォーム工事契約に伴う消費者被害が社会問題化しており、所有者が安心して耐震改修を実施することができる環境の整備が重要となります。

また、耐震改修の実例集、耐震改修広報に関する資料等により、住民に対して情報提供を行います。

## 9 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要

建築物の耐震化のほか、次の事項を含めた総合的な安全対策を推進します。

- (1) ブロック塀等の転倒防止対策
- (2) 宅地の耐震対策
- (3) 指定避難所及び防災拠点施設の応急危険度判定等
- (4) 被災建築物の応急危険度判定

## 10 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

- (1) 総合ハザードマップの作成及び公表
- (2) 相談体制の整備及び情報提供の充実
- (3) パンフレットの作成及び配布並びにセミナー・講習会の開催
- (4) リフォームにあわせた耐震改修の推進
- (5) 自主防災会等との連携策及び取り組み支援
- (6) 耐震改修促進税制等の周知
- (7) 各種認定制度による耐震化の促進

## 11 飯島町耐震改修促進計画（令和2年度）事後評価

計画目標と耐震化

